

桶川市空店舗等情報登録制度

桶川市では、市内の空店舗等の利活用を促し、商業の振興及び活性化を図るため「桶川市空店舗等情報登録制度」を行っております。

市内にある空店舗等をぜひ市ＨＰに掲載してみませんか？
掲載希望の物件がありましたら、お気軽にお問い合わせください。



桶川市マスコットキャラクター

オケちゃん

掲載費
無料

市内の空店舗等の情報を

市ＨＰに掲載してみませんか？



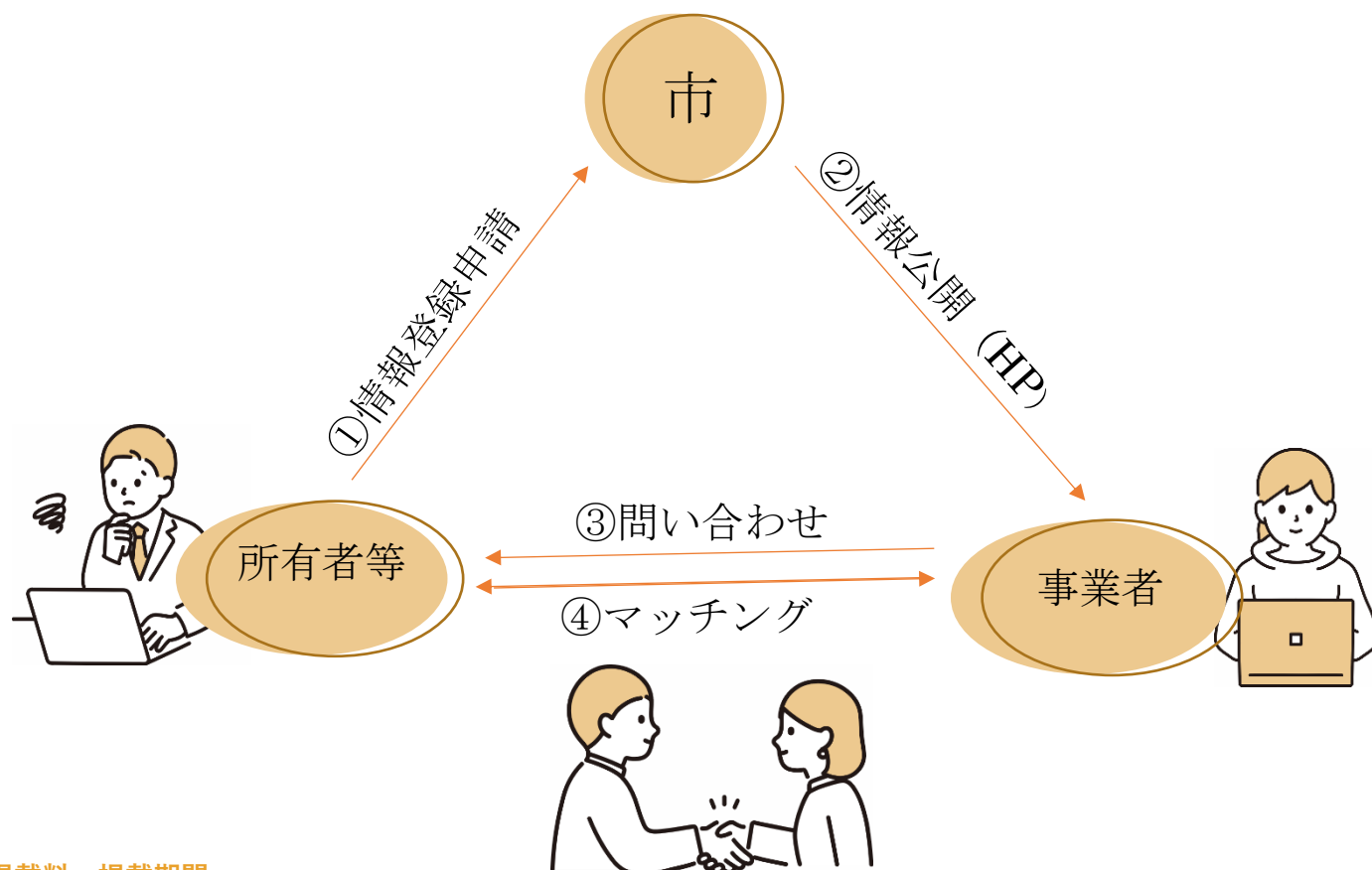
【問い合わせ先】

桶川市役所 産業観光課 商工・労政係

埼玉県桶川市泉１－３－２８

TEL: ０４８－７８８－４９２８

登録イメージ



掲載料・掲載期間

無料・無期限（掲載中の物件に関しては状況を確認させて頂く場合があります。）

対象店舗

桶川市内にある店舗または事業所の設置が可能な空店舗等

登録要件

下記の全てに該当するもの

- ・ 桶川市内に所在する物件
- ・ 所有者等が土地及び建物の登記名義人と同一であること。（※1）
- ・ 店舗又は事業所の設置が可能であること。
- ・ 所有者が桶川市暴力団排除条例に規定する、暴力団等でない者。
- ・ 土地及び建物の所有権の帰属について争いのない物件であること。
- ・ 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されていないこと。
- ・ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある店舗として営業しようとする者に賃貸又は売却する目的でないこと。

※1 土地及び建物の名義人が異なる場合において、当該土地及び建物の登記名義人の承諾を得ているときは、この限りではありません。

※この制度をご利用する際は、事前に関係法令等をご確認ください。

申請書類

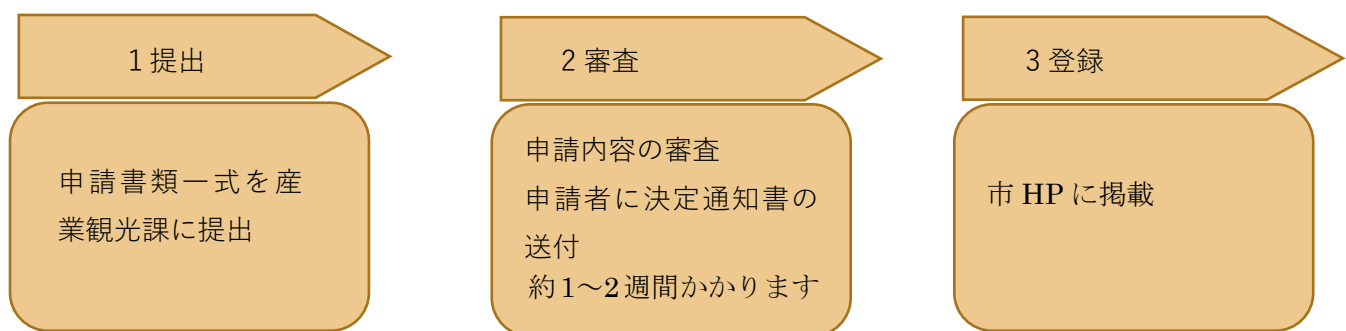
- ☐ 桶川市空店舗等情報登録（変更）申請書（様式1号）
- ☐ 空店舗等情報（様式第2号）（※2）
- ☐ 申請物件の所有者等及び土地の登記名義人が確認できる書類（登記事項証明書の写し）
- ☐ 宅地建物取引業免許証の写し ☐ 社員証等（名刺不可） ☐ 委任状（※3）
- ☐ 土地名義人承諾書の写し（物件の所有者等が土地の名義人と異なる場合）

※必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります

※2 原則として、様式第2号で提出された内容を市HP上に公開しますので、記載漏れ等のないようにしてください

※3 不動産取引業者が申請する場合（自社物件の場合は委任状不要）

申請から登録掲載までの流れ



免責事項について

- ・ HPに掲載する空店舗等情報は、申請者から提供された情報に基づき掲載するものとし、当該情報が真正であることについては保証いたしかねます。
- ・ 桶川市は、掲載したHPの空店舗等情報の内容によって生じた損害を補填する責任を負いかねます。
- ・ 桶川市空店舗等情報登録制度の運用に当たり、空店舗の賃貸、売買、交渉等（空店舗等情報登録制度を利用したことに伴う契約その他の行為に関する紛争等を含む。）には一切関与いたしかねます。空店舗等の賃貸、売買、交渉等は当事者間で行ってください。

